

## 4. 異常現象発生時及び噴火警戒レベルに応じた防災対応

### (1) 異常現象発生時の対応

#### ① 住民等から異変に関する通報があった場合

＜異常現象を発見した者＞

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を市町村又は警察官に通報しなければならない。（災害対策基本法第 54 条）

＜第一報受信機関（市町村・警察）＞

住民や観光客が発見した異常現象については、第一に市町村や警察へもたらされる。この場合、発見者通報ナビダイヤル（0570-015-024）により気象庁本庁又は岐阜・長野地方気象台に通報する。通報を受けた気象庁（岐阜・長野地方気象台）は事実確認等を行い、必要に応じて噴火警報・予報等の伝達系統図により情報共有を行う。

#### 【異常現象の例】

- ・ 御嶽山周辺で火映、鳴動の発生、地震の群発
- ・ 御嶽山周辺での山崩れ・地割れ・土地の隆起・沈下・陥没等の地形変化
- ・ 御嶽山で噴気孔の新生・拡大・移動及び噴煙の量・色・温度等の異常な変化
- ・ 御嶽山周辺での湧水の新生・枯渇又は量・色・濁度・温度等の異常な変化
- ・ 御嶽山周辺での噴泉量、温度の異常な変化
- ・ 御嶽山周辺での顕著な地温の上昇、地熱地帯の新生・拡大・移動及び草木の立ち枯れ等
- ・ 御嶽山周辺での湖沼・河川の水量・臭い・温度・色・濁度の異常な変化、発泡、軽石・魚類等の浮上

#### ② 気象庁から火山活動に関する連絡等があった場合

気象庁から火山活動に関する連絡、火山の状況に関する解説情報（臨時）等の発表に関する連絡があった場合には噴火警報・予報等の伝達系統図により情報共有を行う。

また、事務局（県・市町村）は住民や観光客等からの問い合わせの状況を勘案して、気象庁、火山専門家等と調整して当該現象の解説や、今後の噴火の可能性等に関して、気象庁、火山専門家による記者会見や記者発表等を実施する。

#### ③ 必要な防災対応の協議

##### (a) 臨時協議会・地元説明会等の開催

事務局（県・市町村）は、異常現象の推移や防災対応の実施状況等について情報共有するために必要と認められるときには、臨時に協議会、幹事会又は地元説明会等を開催する。

これらは、岐阜県・長野県において個別に開催することを妨げない。

##### (b) 警戒区域設定の検討

警戒区域の設定は、「9.災害対策基本法に基づく警戒区域（1）警戒区域の設定」も踏まえ対応する。

事務局（県・市町村）は、異常な現象の推移等を踏まえて、災害対策基本法第 63 条の規定に基づく警戒区域の設定を検討する必要があると考えられる場合は、協議会又は幹事会（以下、「協議会等」とする）を開催する。

緊急性が高く、協議会等を開催する猶予がない場合においては、市町村の判断において警戒区域を決定する。その際、両県は必要に応じ警戒区域の設定を助言する。

協議会等において、警戒区域の設定の措置が必要と認められた場合は、両県幹事長は市町村長に対して直ちにその旨を報告し、必要な措置をとるよう要請する。

各幹事長から警戒区域の設定について報告及び要請があったときは、警戒区域の設定に関して必要な措置を検討するものとする。

避難促進施設への情報提供について、必要な場合は事務局（県・市町村）に対し、協力を要請する。

#### ④ 住民・登山者・観光客への火山活動の情報の伝達

市町村は、必要に応じ避難促進施設及び御嶽山周辺施設への情報提供並びに各登山口や主要観光拠点への解説情報の掲示を行うとともに、防災行政無線等により、日本語及び多様な言語で火山活動状況の伝達を行う。

| 観測事項                             | 広報文例                                                                                            |
|----------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 火山の状況に関する解説情報（臨時）<br>異常噴気を観測     | 本日〇〇時気象庁から、御嶽山における臨時の火山の状況に関する解説情報が発表されました。<br>御嶽山において通常と異なる（箇所・規模の）噴気が上がっております。今後の情報に注意してください。 |
| 火山の状況に関する解説情報（臨時）<br>火山性地震の増加を観測 | 本日〇〇時気象庁から、御嶽山における臨時の火山の状況に関する解説情報が発表されました。<br>御嶽山において火山性地震が増えています。今後の情報に注意してください。              |
| 火山の状況に関する解説情報（臨時）<br>火山性微動を観測    | 本日〇〇時気象庁から、御嶽山における臨時の火山の状況に関する解説情報が発表されました。<br>御嶽山において火山性微動が観測されました。今後の情報に注意してください。             |

#### (2) 噴火直後の初動対応

噴火直後の共通した対応として以下の初動対応を行い、その対応が完了した後に噴火警戒レベルに応じた対応をおこなう。

| 事象                                                         | 初動対応                         | 相当する防災対応              |
|------------------------------------------------------------|------------------------------|-----------------------|
| 噴火発生直後（規模・噴火警戒レベルによらない）<br>噴火を確認していないが、噴火したとみられる事象が確認された場合 | 全ての登山口で立入規制<br>登山者を速やかに下山させる | 噴火警戒レベル 3<br>（概ね 4km） |

#### (3) 噴火警戒レベルに応じた防災対応

噴火発生時の初動対応及び噴火警戒レベル 1～5 の各段階における防災対応について、火山活動の状況に応じて迅速な対応ができるように、あらかじめ以下のとおり整理する。噴火警戒レベルに応じた対応については、①剣ヶ峰南西斜面からの噴火、②継子岳からの噴火、③噴火地点不明（想定火口域全体からの噴火を想定）の 3 つのケースを想定し対応を整理する。

ケース①は、1979 年噴火及び 2014 年噴火でできた火口列を勘案して検討した想定火口域を、ケース②は継子岳山頂を中心として噴火した場合を基に設定している。

また、上記①②③以外の火口から噴火した場合にも 3 つのケースを参考に、実際の警戒範囲に

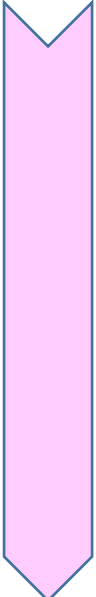
沿った防災対応を決定し対応にあたる。防災対策の実施状況、火山性地震による落石、積雪等を考慮し警戒範囲を超えて登山道、道路の規制を実施することもある。

ケース①については、剣ヶ峰南西斜面の想定火口域変更に伴う該当箇所の修正に合わせ、剣ヶ峰南西斜面から噴火した場合について、2014年噴火の知見を踏まえたより具体的な防災対応を検討し見直しを行った。さらに、ケース①の「剣ヶ峰南西斜面の想定火口域」については、気象庁が発表する火山防災情報、防災対応等においては「地獄谷火口」の名称を使うこととする。

○ケース① 剣ヶ峰南西斜面から噴火の場合

火山活動の状況に応じた防災対応（噴火警戒レベル 1 から 3）

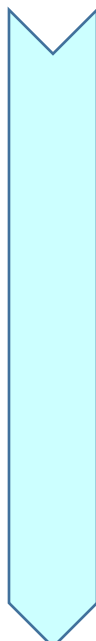
＜噴火警戒レベルが引き上げられた際の防災対応＞

|                                                                                   |                                                                               |      |
|-----------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|------|
|  | 噴火警戒レベル 1 <パターン 1-N><br>火山活動は静穏な状況                                            | P.13 |
|                                                                                   | 噴火警戒レベル 1 <パターン 1-U><br>火山の状況に関する解説情報（臨時）が発表された場合<br>住民等から異常現象に関する発見者通報があった場合 | P.14 |
|                                                                                   | 噴火警戒レベル 2 <パターン 2-U><br>警戒が必要な範囲 地獄谷火口から概ね 1km が発表された場合                       | P.15 |
|                                                                                   | 噴火警戒レベル 3 <パターン 3-2-U><br>警戒が必要な範囲 地獄谷火口から概ね 2km が発表された場合                     | P.16 |
|                                                                                   | 噴火警戒レベル 3 <パターン 3-3-U><br>警戒が必要な範囲 地獄谷火口から概ね 3km が発表された場合                     | P.18 |
|                                                                                   | 噴火警戒レベル 3 <パターン 3-4-U><br>警戒が必要な範囲 地獄谷火口から概ね 4km が発表された場合                     | P.21 |

＜噴火警戒レベルが引き下げられた際及び引き下げ後等の防災対応＞

噴火警戒レベルが引き下げられた際の防災対応については、原則として警戒が必要な範囲の外側（地図上の ☒ の地点）で立ち入りを規制する。

引き下げ後等においては、その後の火山活動の状況や噴火口の位置及び防災対策などにより、規制箇所を変更することもある。防災対応の変更が必要と考えられる場合は、速やかな対応に繋げるために予め関係機関において検討した防災（立入規制）対応図（地図上の ☒ の地点）をもとに、火山専門家等の助言を踏まえ、対応について関係機関で検討・協議するものとする。

|                                                                                     |                                                                                                                |      |
|-------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
|  | 噴火警戒レベル 3 <パターン 3-4-D><br>警戒が必要な範囲 地獄谷火口から概ね 4km が発表された場合                                                      | P.24 |
|                                                                                     | 噴火警戒レベル 3 <パターン 3-3-D><br>警戒が必要な範囲 地獄谷火口から概ね 3km が発表された場合                                                      | P.27 |
|                                                                                     | 噴火警戒レベル 3 <パターン 3-2-D><br>警戒が必要な範囲 地獄谷火口から概ね 2km が発表された場合                                                      | P.30 |
|                                                                                     | 噴火警戒レベル 2 <パターン 2-D><br>警戒が必要な範囲 地獄谷火口から概ね 1km が発表された場合                                                        | P.33 |
|                                                                                     | 噴火警戒レベル 1 <パターン 1-D><br>火山活動は静穏な状態に戻る傾向にある状況<br>（火山活動が高まった場合には、火山の状況に関する解説情報（臨時）が発表されることなく、噴火警戒レベル 2 が発表になる状況） | P.34 |
|                                                                                     | 噴火警戒レベル 1 <パターン 1-N><br>火山活動は静穏な状況                                                                             | P.13 |

\* 噴火警戒レベルの発表が必ずしも段階を追って順番どおり上がるとは限らない（下がるときも同様）。



御嶽山周辺図（噴火警戒レベル 1 から 3 において防災対応が必要な範囲）

凡例（防災対応図内の記号・登山道について）

|  |                                        |
|--|----------------------------------------|
|  | 規制を実施する場所                              |
|  | 火山活動・登山道等の状況により変更して規制を実施する場所           |
|  | 通行禁止となる登山道・道路                          |
|  | 火山活動、安全対策の実施状況等により通行禁止を解除することがある登山道・道路 |
|  | 通行可能な登山道                               |
|  | 通行可能な道路                                |
|  | 閉鎖施設                                   |

規制を実施する場所を変更することに関しては、規制箇所の設定方針（12 ページ）を参照

## 規制箇所の設定方針

1. 登山道・道路等において通行規制を実施する箇所は、原則として警戒が必要な範囲の外側とする。
2. 噴火が発生した場合は、すべての登山口において立入規制を行いすべての登山者等を速やかに下山させる。
3. 噴火後の規制箇所は、登山道の安全確認及び防災対策の整備が完了したところから、噴火警戒レベルに応じた規制箇所に戻すこととする。その際には、気象庁及び火山専門家に意見を求めるほか、必要に応じて協議会構成機関による安全確認を実施する。
4. 噴石対策実施済みの山小屋及び堅牢な建物である山小屋等の建物については、緊急時の一時的な避難場所として利用できるため、検討・協議（※１）を行った上で、警戒が必要な範囲の内側での規制箇所とすることもある。ただし、規制箇所とするのは営業中で有人の建物のみとし、火山活動の状況も十分考慮する。
  - ・ 噴火警戒レベル２において、二の池ヒュッテ ニノ池山荘 石室山荘
  - ・ 噴火警戒レベル３（２km）において、五の池小屋 女人堂
  - ・ 噴火警戒レベル３（３km）において、田の原観光センター 田の原ビジターセンター 飯森高原駅 行場山荘
5. 噴石対策実施済みの避難小屋等については、緊急時の一時的な避難場所として利用できるため、火山活動の状況により、検討・協議（※１）を行った上で、警戒が必要な範囲の内側での規制箇所とすることがある。
  - ・ 噴火警戒レベル２において、王滝口登山道 ８合目避難小屋
  - ・ 噴火警戒レベル３（２km）において、田の原遥拝所
6. 災害対策基本法第 63 条により設定している警戒区域（地獄谷火口から 500m の区域）内を通る剣ヶ峰山頂及び王滝頂上付近の登山道については通行禁止とするが、火山活動の状況、安全対策の整備状況により通行禁止及び施設の閉鎖を解除することがある。  
2021 年現在、下記登山道において期間を限定して通行禁止を解除している。
  - ・ 黒沢口登山道 黒沢十字路から剣ヶ峰山頂
  - ・ 王滝口登山道 ９合目避難小屋から王滝頂上

※１ P.67 9.災害対策基本法に基づく警戒区域 （２）警戒区域の縮小または解除 による

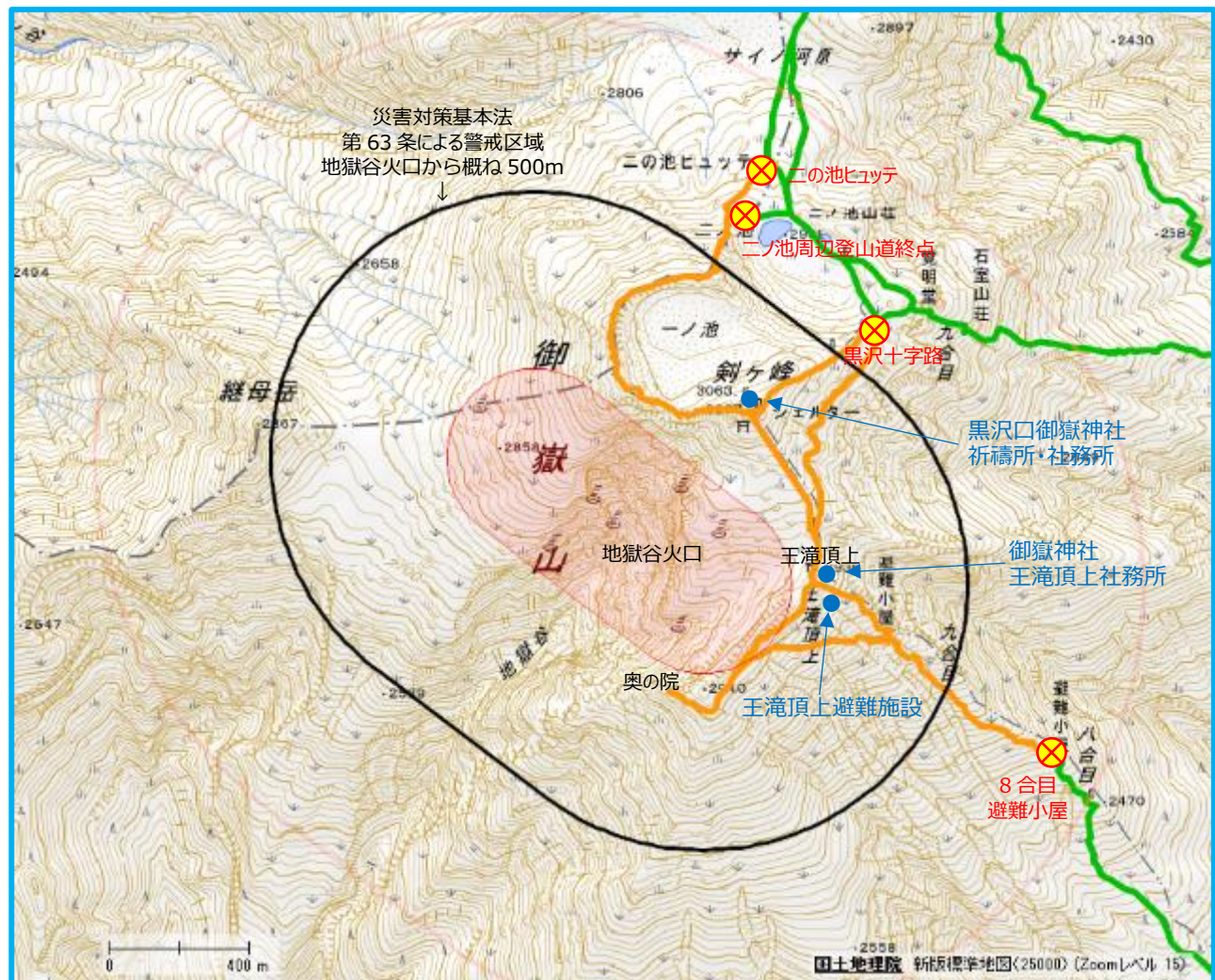
### 参考情報 設定方針 4 及び 5 に関わる山小屋・避難小屋等の状況（諸元）

- ・ 二の池ヒュッテ 堅牢建物 ヘルメット 50 個等配備
- ・ ニノ池山荘 噴石対策済み ヘルメット 100 個配備 屋外スピーカー設置
- ・ 石室山荘 噴石対策済み ヘルメット 100 個・携帯型無線機等配備 屋外スピーカー設置
- ・ 五の池小屋 噴石対策済み ヘルメット 100 個・携帯型無線機等配備
- ・ 女人堂 堅牢建物 ヘルメット 150 個・携帯型無線機等配備
- ・ 行場山荘 堅牢建物 ヘルメット 100 個・携帯型無線機等配備
- ・ 田の原観光センター（田の原山荘） 堅牢建物 ヘルメット 100 個等配備 防災行政無線戸別受信機設置 パトロール員常駐可能
- ・ 田の原ビジターセンター
- ・ 王滝口登山道 ８合目避難小屋 屋根噴石対策済 ヘルメット配備 パトロール員常駐可能
- ・ 田の原遥拝所 堅牢建物 ヘルメット 100 個等配備 防災行政無線戸別受信機設置 パトロール員常駐可能

詳細は、資料編 火山災害時防災対応図参照

○ケース① 剣ヶ峰南西斜面からの噴火の場合

|           |                       |
|-----------|-----------------------|
| 噴火警戒レベル 1 | <パターン 1-N> 火山活動は静穏な状況 |
|-----------|-----------------------|



|                                       |             |        |
|---------------------------------------|-------------|--------|
| ⊗ 規制実施場所                              | — 登山道 (通行可) | ● 閉鎖施設 |
| — 火山活動、安全対策の実施状況等により通行禁止を解除することがある登山道 |             |        |

【施設の閉鎖】

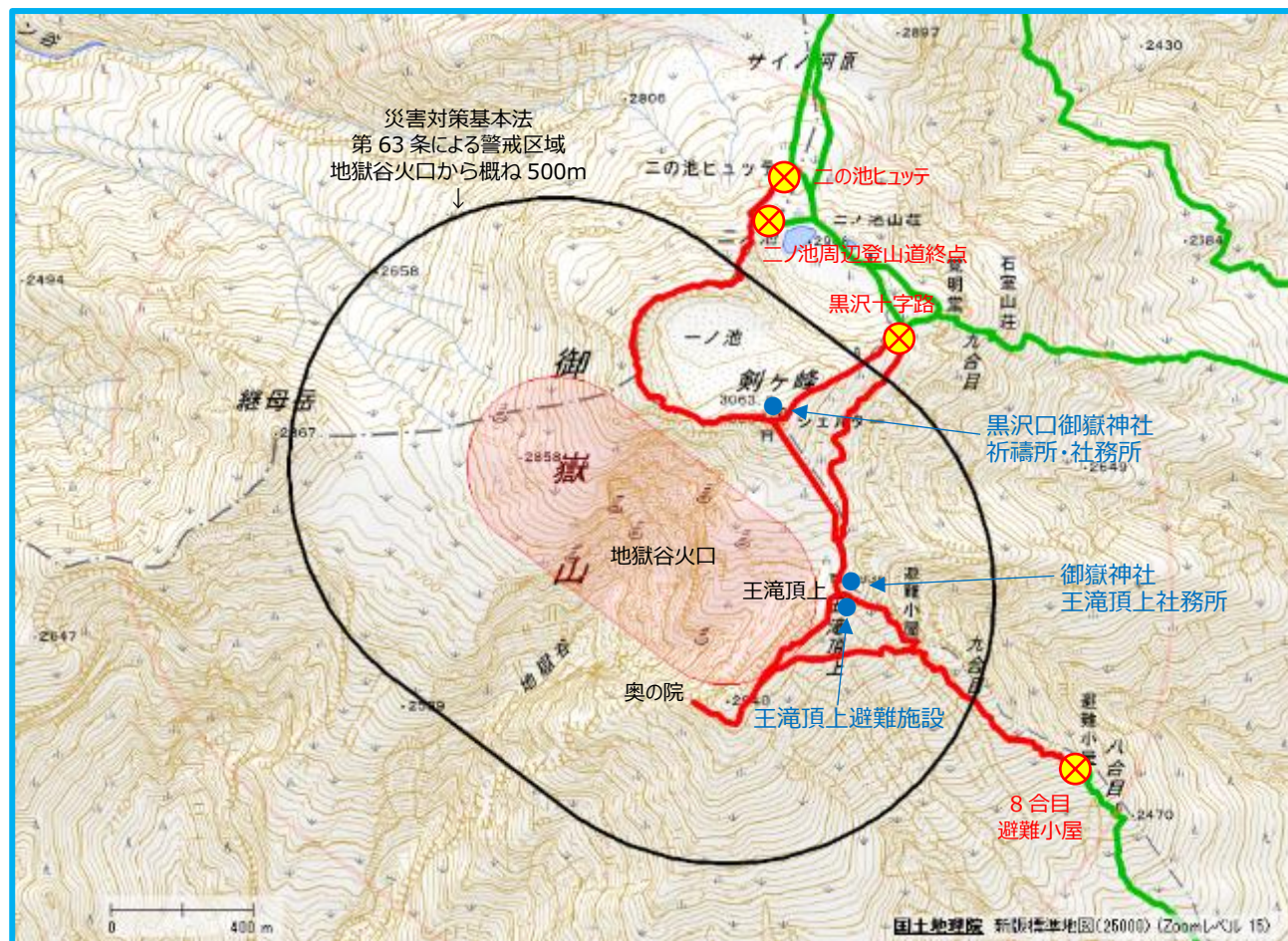
- ・ 御嶽神社王滝頂上社務所
- ・ 王滝頂上避難施設
- ・ 黒沢口御嶽神社祈禱所及び社務所

【登山道の閉鎖】 < > 内は閉鎖実施機関

- ・ 王滝口登山道  
規制箇所：8合目避難小屋<王滝村>  
8合目避難小屋から王滝頂上方面通行禁止
- ・ 黒沢口登山道  
規制箇所：黒沢十字路口<木曽町>  
黒沢十字路口から剣ヶ峰山頂方面通行禁止  
黒沢十字路口から王滝頂上方面 (二ノ池トラバース) 通行禁止
- ・ 開田口・小坂口・日和田口・チャオ御岳口・胡桃島キャンプ場口登山道  
規制箇所：二の池ヒュッテ<下呂市>  
二の池ヒュッテから一ノ池・剣ヶ峰山頂方面通行禁止  
規制箇所：二ノ池周辺登山道終点<木曽町>  
二ノ池周辺登山道終点から岐阜県側方面通行禁止

○ケース① 剣ヶ峰南西斜面からの噴火の場合

|                         |                                                                                              |
|-------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>噴火警戒レベル <b>1</b></p> | <p>&lt;パターン 1-U&gt;<br/>火山の状況に関する解説情報（臨時）が発表された場合<br/>住民等から異常現象に関する発見者通報があった場合（要対応の場合のみ）</p> |
|-------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|



|                 |                    |                   |               |
|-----------------|--------------------|-------------------|---------------|
| <p>⊗ 規制実施場所</p> | <p>— 登山道（通行禁止）</p> | <p>— 登山道（通行可）</p> | <p>● 閉鎖施設</p> |
|-----------------|--------------------|-------------------|---------------|

【施設の閉鎖】

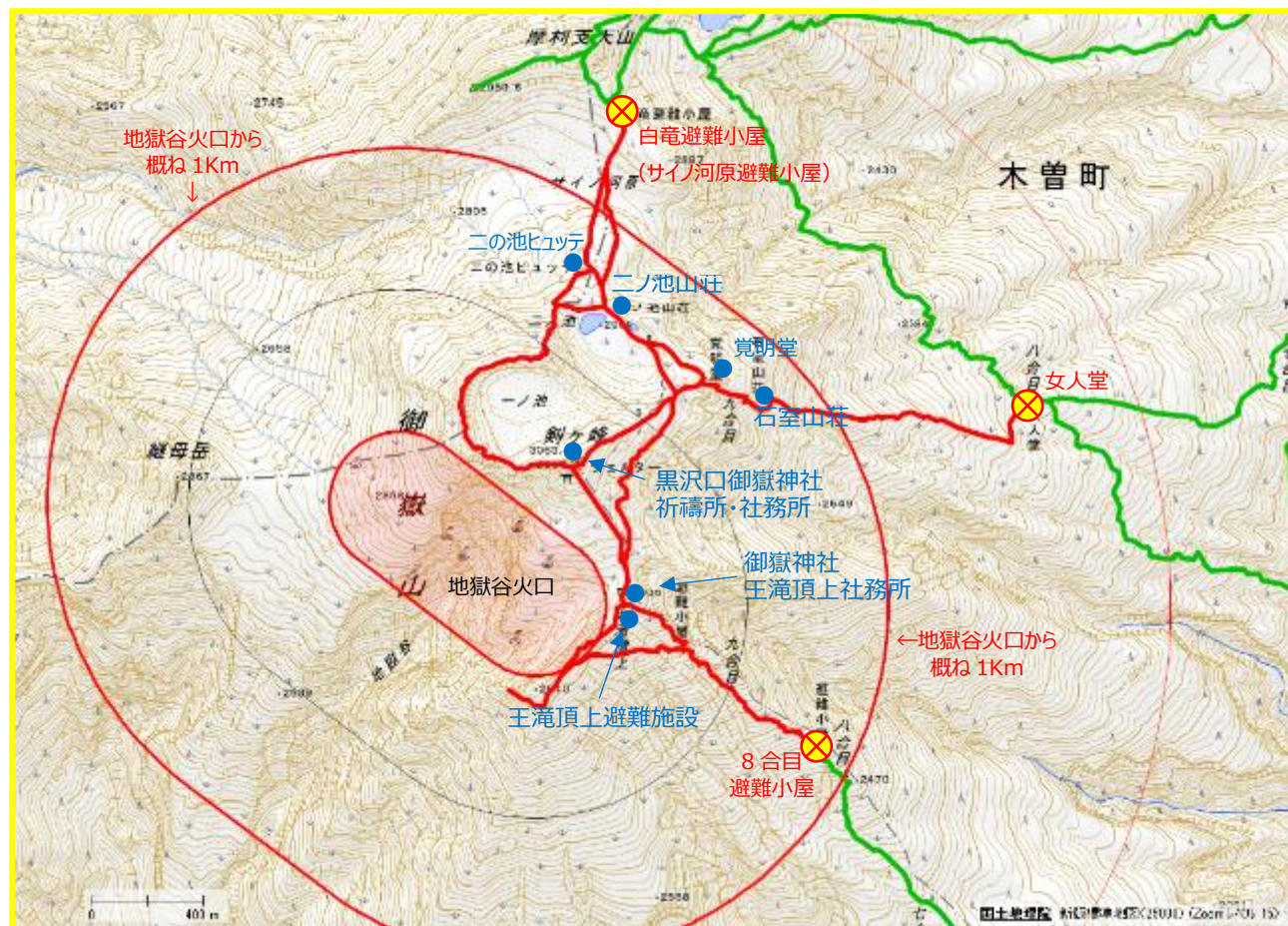
- ・ 御嶽神社王滝頂上社務所
- ・ 王滝頂上避難施設
- ・ 黒沢口御嶽神社祈禱所及び社務所

【登山道の閉鎖】 < > 内は閉鎖実施機関

- ・ 王滝口登山道  
規制箇所：8 合目避難小屋<王滝村>  
8 合目避難小屋から王滝頂上方面通行禁止
- ・ 黒沢口登山道  
規制箇所：黒沢十字路<木曽町>  
黒沢十字路から剣ヶ峰山頂方面通行禁止  
黒沢十字路から王滝頂上方面（二ノ池トラバース）通行禁止
- ・ 開田口・小坂口・日和田口・チャオ御岳口・胡桃島キャンプ場口登山道  
規制箇所：二の池ヒュッテ<下呂市>  
二の池ヒュッテから一ノ池・剣ヶ峰山頂方面通行禁止  
規制箇所：二ノ池周辺登山道終点<木曽町>  
二ノ池周辺登山道終点から岐阜県側方面通行禁止

○ケース① 剣ヶ峰南西斜面からの噴火の場合

|                  |                                   |
|------------------|-----------------------------------|
| 噴火警戒レベル <b>2</b> | <パターン 2-U> 警戒が必要な範囲 地獄谷火口から概ね 1km |
|------------------|-----------------------------------|



|          |              |             |        |
|----------|--------------|-------------|--------|
| ⊗ 規制実施場所 | — 登山道 (通行禁止) | — 登山道 (通行可) | ● 閉鎖施設 |
|----------|--------------|-------------|--------|

【施設の閉鎖】

- ・ 御嶽神社王滝頂上社務所
- ・ 王滝頂上避難施設
- ・ 黒沢口御嶽神社祈禱所及び社務所
- ・ 二ノ池山荘
- ・ 覚明堂 (休業中)
- ・ 石室山荘
- ・ 二の池ヒュッテ

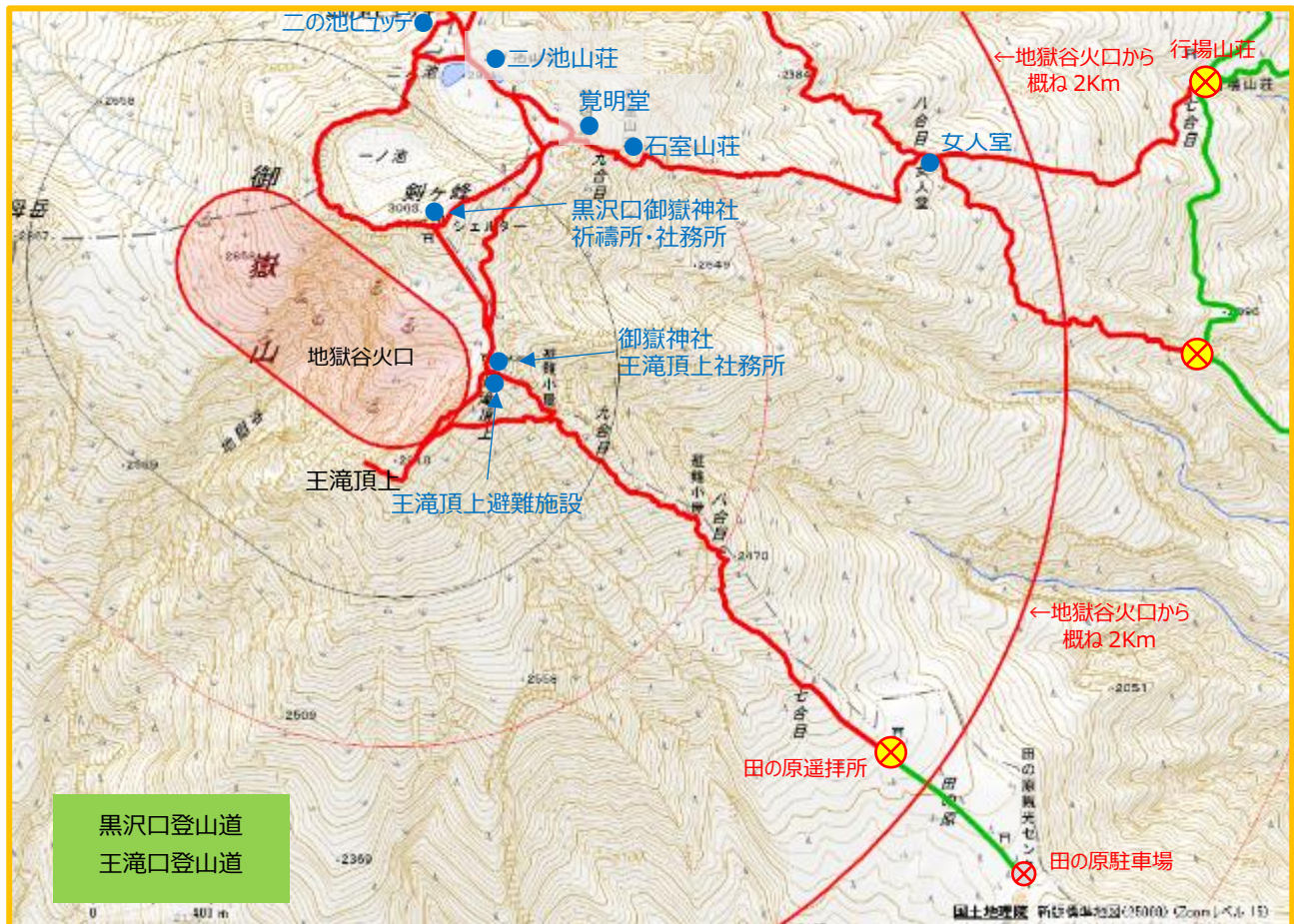
【登山道の閉鎖】 < > 内は閉鎖実施機関

- ・ 王滝口登山道  
規制箇所：8合目避難小屋<王滝村>  
8合目避難小屋から王滝頂上方面通行禁止
- ・ 黒沢口登山道  
規制箇所：女人堂<木曽町>  
女人堂から剣ヶ峰山頂方面通行禁止
- ・ 開田口・小坂口・日和田口・チャオ御岳口・胡桃島キャンプ場口登山道  
規制箇所：白竜避難小屋 (サイノ河原避難小屋) <木曽町>  
白竜避難小屋 (サイノ河原避難小屋) から二ノ池・剣ヶ峰山頂方面通行禁止

○ケース① 剣ヶ峰南西斜面からの噴火の場合

噴火警戒レベル **3**

<パターン 3-2-U> 警戒が必要な範囲 地獄谷火口から概ね 2km



|          |                            |
|----------|----------------------------|
| ⊗ 規制実施場所 | ⊗ 火山活動等の状況により変更して規制を実施する場所 |
| ● 閉鎖施設   | — 登山道（通行禁止）                |
|          | — 登山道（通行可）                 |

【施設の閉鎖】

- ・ 御嶽神社王滝頂上社務所
- ・ 王滝頂上避難施設
- ・ 黒沢口御嶽神社祈祷所及び社務所
- ・ 二ノ池山荘
- ・ 覚明堂（休業中）
- ・ 石室山荘
- ・ 女人堂
- ・ 二の池ヒュッテ

【登山道の閉鎖】 < > 内は閉鎖実施機関

- ・ 王滝口登山道  
規制箇所：田の原遥拝所<王滝村>  
田の原遥拝所から王滝頂上方面通行禁止  
スキー場営業期間においては規制箇所を田の原駐車場にすることがある。
- ・ 黒沢口登山道  
規制箇所：行場山荘<木曽町>  
行場山荘から剣ヶ峰山頂方面通行禁止

○ケース① 剣ヶ峰南西斜面からの噴火の場合

噴火警戒レベル **3**

<パターン 3-2-U> 警戒が必要な範囲 地獄谷火口から概ね 2km



|          |             |            |        |
|----------|-------------|------------|--------|
| ⓧ 規制実施場所 | — 登山道（通行禁止） | — 登山道（通行可） | ● 閉鎖施設 |
|----------|-------------|------------|--------|

【施設の閉鎖】

- ・ 御嶽神社王滝頂上社務所
- ・ 王滝頂上避難施設
- ・ 黒沢口御嶽神社祈禱所及び社務所
- ・ 二ノ池山荘
- ・ 覚明堂（休業中）
- ・ 石室山荘
- ・ 女人堂
- ・ 二の池ヒュッテ

【登山道の閉鎖】 < > 内は閉鎖実施機関

- ・ 開田口登山道  
規制箇所：登山道入口<木曽町>  
開田口登山道全区間通行禁止
- ・ 小坂口・日和田口・チャオ御岳口・胡桃島キャンプ場口登山道  
規制箇所：飛騨頂上・三ノ池・四ノ池東側分岐点<下呂市>  
飛騨頂上及び三ノ池・四ノ池東側分岐点からサイノ河原・二ノ池・剣ヶ峰山頂方面及び開田口・黒沢口登山道方面通行禁止

○ケース① 剣ヶ峰南西斜面からの噴火の場合

噴火警戒レベル **3**

<パターン 3-3-U>

警戒が必要な範囲

地獄谷火口から概ね 3km



|                                      |              |            |        |
|--------------------------------------|--------------|------------|--------|
| ⊗ 規制実施場所                             | — 登山道 (通行禁止) | — 道路 (通行可) | ● 閉鎖施設 |
| — 火山活動、安全対策の実施状況等により通行禁止を解除することがある道路 |              |            |        |

【施設の閉鎖】

- ・ 田の原遥拝所
- ・ 田の原観光センター (田の原山荘)
- ・ 田の原社務所

【登山道・道路の閉鎖】 < > 内は閉鎖実施機関

- ・ 王滝口登山道・村道 41 号線

規制箇所：夏期 (冬期道路閉鎖以外の期間) 田の原駐車場<王滝村>

田の原駐車場から王滝頂上方面通行禁止

規制箇所：スキー場営業期間 第5クワッドリフト降り場<王滝村>

第5クワッドリフト降り場から田の原駐車場・王滝頂上方面通行禁止

規制箇所：夏期・スキー場営業期間以外の冬期道路閉鎖期間 八海山<王滝村>

八海山から田の原駐車場・王滝頂上方面通行禁止

○ケース① 剣ヶ峰南西斜面からの噴火の場合

噴火警戒レベル **3**

<パターン 3-3-U>

警戒が必要な範囲

地獄谷火口から概ね 3km



|             |            |           |
|-------------|------------|-----------|
| ⓧ 規制実施場所    | ● 閉鎖施設     |           |
| — 登山道（通行禁止） | — 登山道（通行可） | — 道路（通行可） |

【施設の閉鎖】

- ・ 御嶽神社王滝頂上社務所
- ・ 王滝頂上避難施設
- ・ 黒沢口御嶽神社祈祷所及び社務所
- ・ ニノ池山荘
- ・ 覚明堂（休業中）
- ・ 石室山荘
- ・ 女人堂
- ・ 行場山荘
- ・ ニの池ヒュッテ

【登山道・道路の閉鎖】 < > 内は閉鎖実施機関

- ・ 黒沢口登山道

規制箇所：飯森高原駅・中の湯・不易の滝入口<木曽町>

飯森高原駅・中の湯・不易の滝入口から剣ヶ峰山頂方面通行禁止

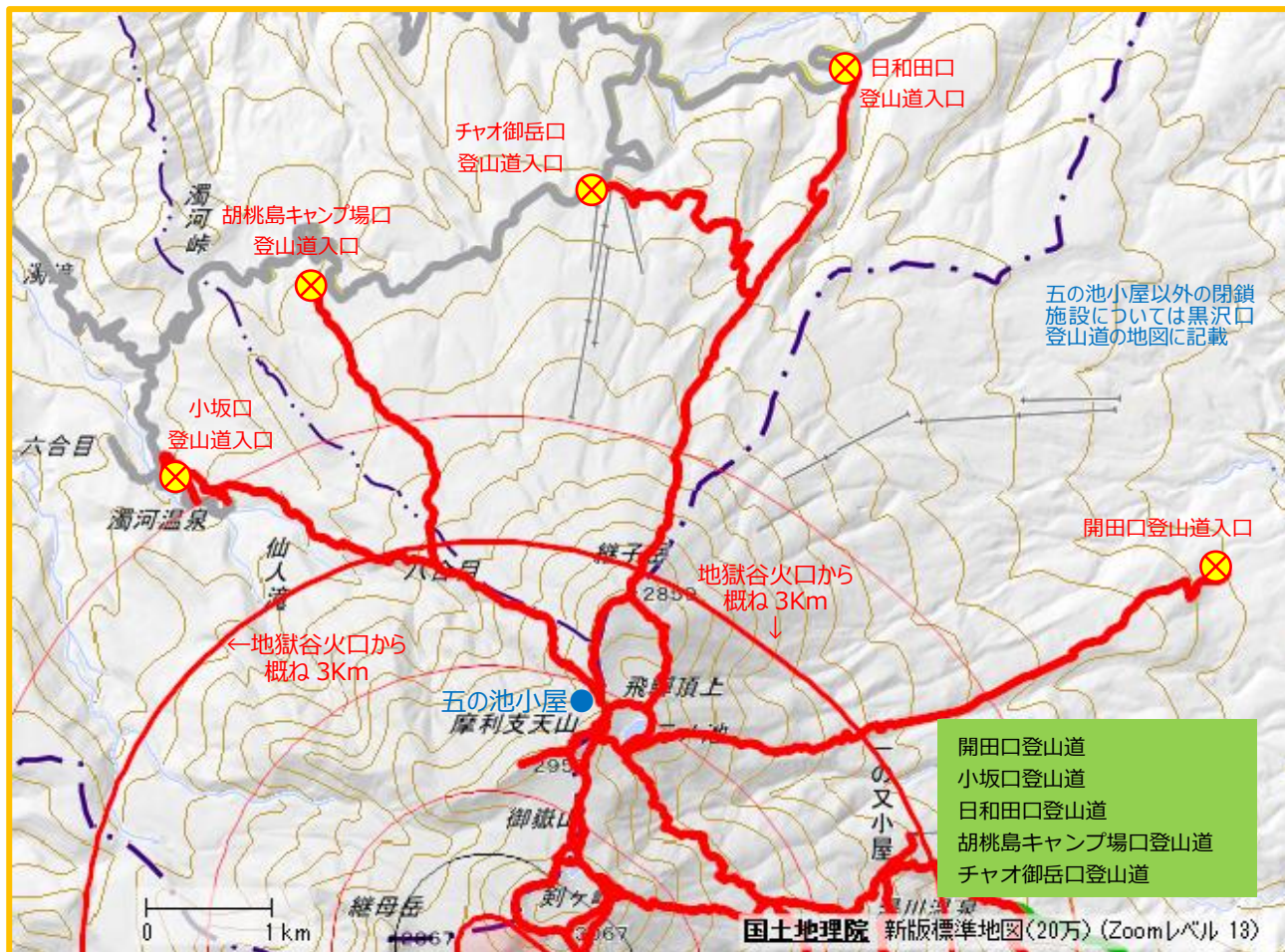
○ケース① 剣ヶ峰南西斜面からの噴火の場合

噴火警戒レベル **3**

<パターン 3-3-U>

警戒が必要な範囲

地獄谷火口から概ね 3km



|          |              |            |        |
|----------|--------------|------------|--------|
| ⓧ 規制実施場所 | — 登山道 (通行禁止) | — 道路 (通行可) | ● 閉鎖施設 |
|----------|--------------|------------|--------|

【施設の閉鎖】

- ・ 五の池小屋

【登山道・道路の閉鎖】 < > 内は閉鎖実施機関

- ・ 開田口登山道  
規制箇所：登山道入口<木曽町>  
開田口登山道全区間通行禁止
- ・ 小坂口登山道  
規制箇所：小坂口登山道入口<下呂市>  
小坂口登山道全区間通行禁止
- ・ 日和田口・チャオ御岳口・胡桃島キャンプ場口登山道  
規制箇所：日和田口・チャオ御岳口・胡桃島キャンプ場口 各登山道入口<高山市>  
日和田口・チャオ御岳口・胡桃島キャンプ場口各登山道全区間通行禁止

○ケース① 剣ヶ峰南西斜面からの噴火の場合

噴火警戒レベル **3**

<パターン 3-4-U>

警戒が必要な範囲：地獄谷火口から概ね 4km



|                                      |                |           |        |
|--------------------------------------|----------------|-----------|--------|
| ⊗ 規制実施場所                             | — 登山道・道路（通行禁止） | — 道路（通行可） | ● 閉鎖施設 |
| — 火山活動、安全対策の実施状況等により通行禁止を解除することがある道路 |                |           |        |

【施設の閉鎖】

- ・ 田の原遥拝所
- ・ 田の原観光センター（田の原山荘）
- ・ 田の原社務所

【登山道・道路の閉鎖】 < > 内は実施機関

- ・ 王滝口登山道・村道 41 号線

規制箇所：夏期と冬期のスキー場営業期間 カラマツペアリフト降り場<王滝村>

カラマツペアリフト降り場から田の原駐車場・王滝頂上方面通行禁止

規制箇所：夏期と冬期のスキー場営業期間以外 八海山<王滝村>

八海山から田の原駐車場・王滝頂上方面通行禁止

○ケース① 剣ヶ峰南西斜面からの噴火の場合

噴火警戒レベル **3** <パターン 3-4-U> 警戒が必要な範囲：地獄谷火口から概ね 4km



|          |                |           |        |
|----------|----------------|-----------|--------|
| ⊗ 規制実施場所 | — 登山道・道路（通行禁止） | — 道路（通行可） | ● 閉鎖施設 |
|----------|----------------|-----------|--------|

【施設の閉鎖】

- ・ 女人堂
- ・ 行場山荘
- ・ 飯森高原駅
- ・ 御岳ロープウェイ

【登山道・道路の閉鎖】 < > 内は実施機関

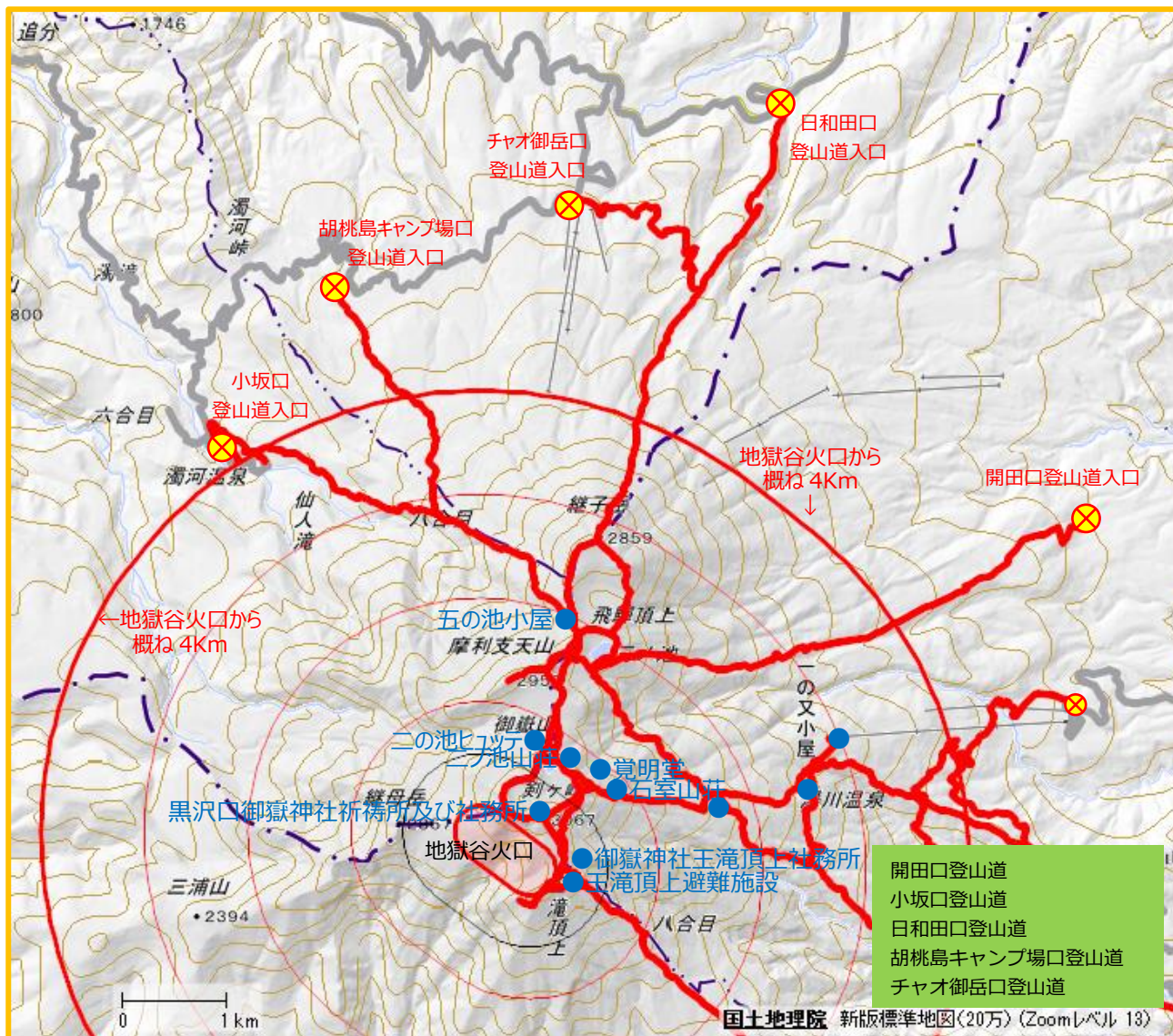
- ・ 黒沢口登山道・町道鹿ノ瀬 2 号線・町道屋敷野線

規制箇所：御岳ロープウェイ入口ゲート・八海山ゲート・不易の滝入口<木曽町>

御岳ロープウェイ入口ゲート・八海山ゲート・不易の滝入口から剣ヶ峰山頂方面通行禁止

○ケース① 剣ヶ峰南西斜面からの噴火の場合

噴火警戒レベル **3** <パターン 3-4-U> 警戒が必要な範囲：地獄谷火口から概ね 4km



|          |                |           |        |
|----------|----------------|-----------|--------|
| ⊗ 規制実施場所 | — 登山道・道路（通行禁止） | — 道路（通行可） | ● 閉鎖施設 |
|----------|----------------|-----------|--------|

【施設の閉鎖】

- ・ 御嶽神社王滝頂上社務所
- ・ 黒沢口御嶽神社祈禱所及び社務所
- ・ 覚明堂（休業中）
- ・ 五の池小屋
- ・ 王滝頂上避難施設
- ・ 二ノ池山荘
- ・ 二の池ヒュッテ

【登山道・道路の閉鎖】 < > 内は実施機関

- ・ 開田口登山道  
規制箇所：開田口登山道入口<木曽町>  
開田口登山道全区間通行禁止
- ・ 小坂口登山道  
規制箇所：小坂口登山道入口<下呂市>  
小坂口登山道全区間通行禁止
- ・ 日和田口・チャオ御岳口・胡桃島キャンプ場口登山道  
規制箇所：日和田口・チャオ御岳口・胡桃島キャンプ場口 各登山道入口<高山市>  
日和田口・チャオ御岳口・胡桃島キャンプ場口各登山道全区間通行禁止

○ケース① 剣ヶ峰南西斜面からの噴火の場合

噴火警戒レベル **3**

<パターン 3-4-D> 警戒が必要な範囲：地獄谷火口から概ね 4km



|                                      |                |           |        |
|--------------------------------------|----------------|-----------|--------|
| ⊗ 規制実施場所                             | — 登山道・道路（通行禁止） | — 道路（通行可） | ● 閉鎖施設 |
| — 火山活動、安全対策の実施状況等により通行禁止を解除することがある道路 |                |           |        |
| ⊗ 火山活動等の状況により変更して規制を実施する場所           |                |           |        |

【施設の閉鎖】

- ・ 田の原選拝所
- ・ 田の原観光センター（田の原山荘）
- ・ 田の原社務所

【登山道の閉鎖】 < > 内は実施機関

- ・ 王滝口登山道・村道 41 号線  
規制箇所：八海山<王滝村>

八海山から田の原駐車場・王滝頂上方面通行禁止

道路等の安全が確認できた場合には、以下の対応を行う。

規制箇所：夏期と冬期のスキー場営業期間 カラマツペアリフト降り場<王滝村>

カラマツペアリフト降り場から田の原駐車場・王滝頂上方面通行禁止

規制箇所：夏期と冬期のスキー場営業期間以外 八海山<王滝村>

八海山から田の原駐車場・王滝頂上方面通行禁止

○ケース① 剣ヶ峰南西斜面からの噴火の場合

噴火警戒レベル **3**

<パターン 3-4-D> 警戒が必要な範囲：地獄谷火口から概ね 4km



|        |               |          |      |
|--------|---------------|----------|------|
| 規制実施場所 | 登山道・道路 (通行禁止) | 道路 (通行可) | 閉鎖施設 |
|--------|---------------|----------|------|

【施設の閉鎖】

- ・ 女人堂
- ・ 行場山荘
- ・ 飯森高原駅
- ・ 御岳ロープウェイ

【登山道の閉鎖】 < > 内は実施機関

- ・ 黒沢口登山道・町道鹿ノ瀬 2 号線・町道屋敷野線

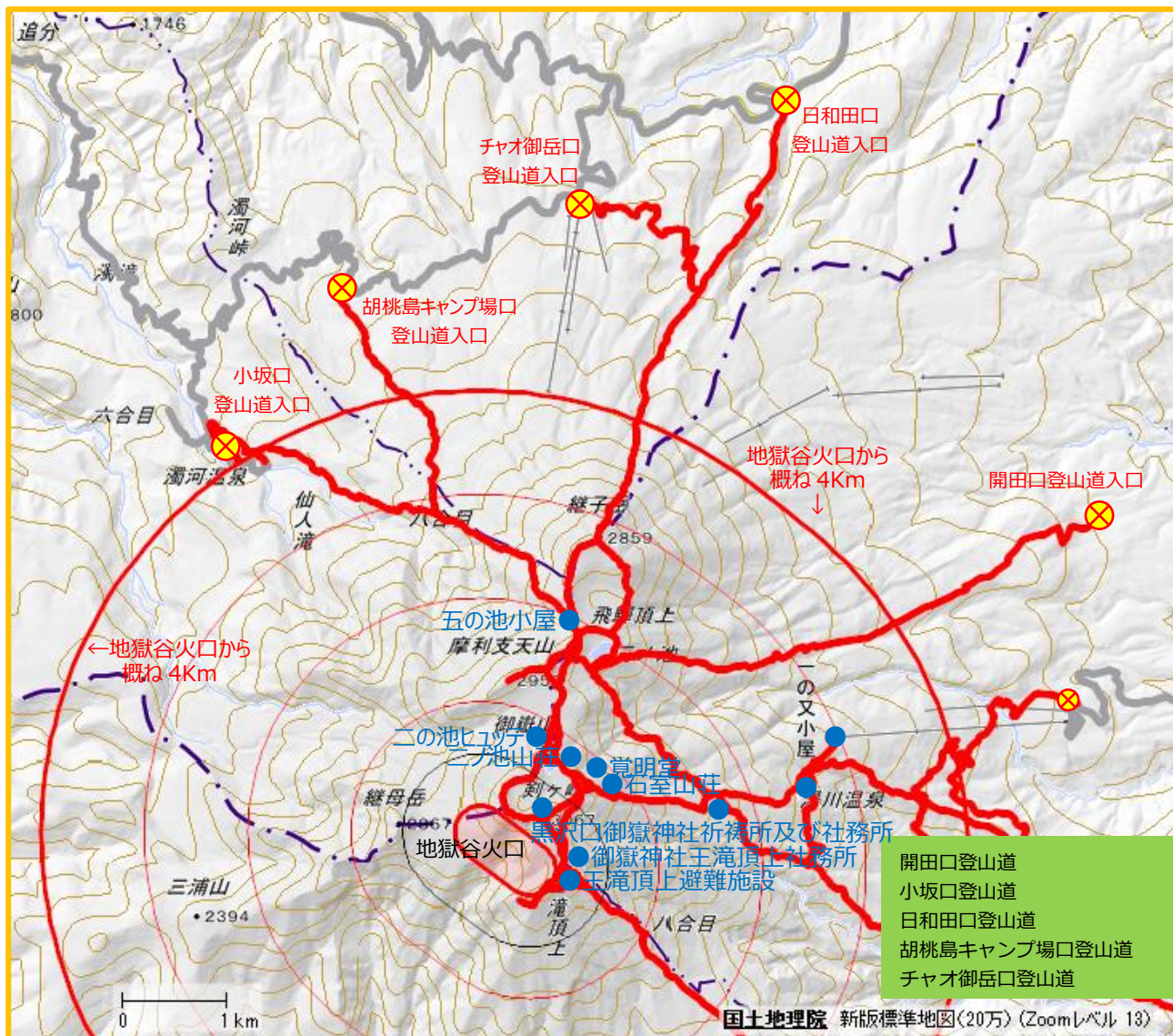
規制箇所：御岳ロープウェイ入口ゲート・八海山ゲート・不易の滝入口<木曽町>

御岳ロープウェイ入口ゲート・八海山ゲート・不易の滝入口から剣ヶ峰山頂方面通行禁止

○ケース① 剣ヶ峰南西斜面からの噴火の場合

噴火警戒レベル **3**

<パターン 3-4-D> 警戒が必要な範囲：地獄谷火口から概ね 4km



|          |                |           |        |
|----------|----------------|-----------|--------|
| ⊗ 規制実施場所 | — 登山道・道路（通行禁止） | — 道路（通行可） | ● 閉鎖施設 |
|----------|----------------|-----------|--------|

【施設の閉鎖】

- ・ 御嶽神社王滝頂上社務所
- ・ 黒沢口御嶽神社祈禱所及び社務所
- ・ 覚明堂（休業中）
- ・ 五の池小屋
- ・ 王滝頂上避難施設
- ・ 二ノ池山荘
- ・ 二の池ヒュッテ

【登山道の閉鎖】 < > 内は実施機関

- ・ 開田口登山道  
規制箇所：登山道入口<木曽町>  
開田口登山道全区間通行禁止
- ・ 小坂口登山道  
規制箇所：小坂口登山道入口<下呂市>  
小坂口登山道全区間通行禁止
- ・ 日和田口・チャオ御岳口・胡桃島キャンプ場口登山道  
規制箇所：日和田口・チャオ御岳口・胡桃島キャンプ場口 各登山道入口<高山市>  
日和田口・チャオ御岳口・胡桃島キャンプ場口各登山道全区間通行禁止

○ケース① 剣ヶ峰南西斜面からの噴火の場合

噴火警戒レベル **3**

<パターン 3-3-D> 警戒が必要な範囲 地獄谷火口から概ね 3km



|                                      |             |           |        |
|--------------------------------------|-------------|-----------|--------|
| ⊗ 規制実施場所                             | — 登山道（通行禁止） | — 道路（通行可） | ● 閉鎖施設 |
| — 火山活動、安全対策の実施状況等により通行禁止を解除することがある道路 |             |           |        |
| ⊗ 火山活動等の状況により変更して規制を実施する場所           |             |           |        |

【施設の閉鎖】

- ・ 御嶽神社王滝頂上社務所（地図範囲外）
- ・ 王滝頂上避難施設（地図範囲外）
- ・ 田の原遥拝所
- ・ 田の原観光センター（田の原山荘）
- ・ 田の原社務所

【登山道の閉鎖】 < > 内は閉鎖実施機関

- ・ 王滝口登山道・村道 41 号線

規制箇所：八海山<王滝村>

八海山から田の原駐車場・王滝頂上方面通行禁止

規制箇所の設定方針 3 及び 4 項等により規制箇所を下記のとおり変更することがある。

規制箇所：夏期（冬期道路閉鎖以外の期間） 田の原駐車場<王滝村>

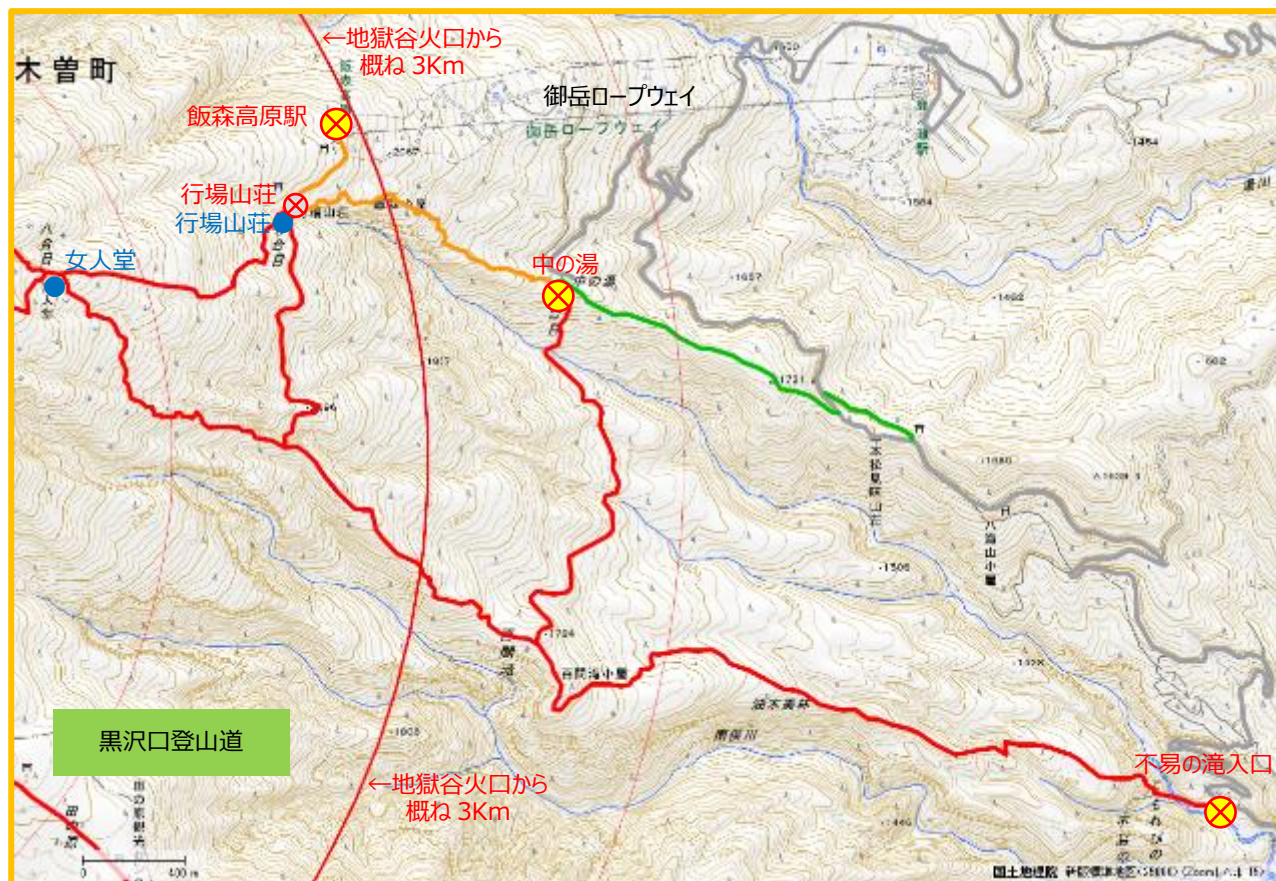
田の原駐車場から王滝頂上方面通行禁止

規制箇所：冬期のスキー場営業期間 第 5 クワッドリフト降り場<王滝村>

第 5 クワッドリフト降り場から田の原駐車場・王滝頂上方面通行禁止

○ケース① 剣ヶ峰南西斜面からの噴火の場合

噴火警戒レベル **3** <パターン 3-3-D> 警戒が必要な範囲 地獄谷火口から概ね 3km



|                                       |            |           |
|---------------------------------------|------------|-----------|
| ⊗ 規制実施場所                              | ● 閉鎖施設     |           |
| — 登山道（通行禁止）                           | — 登山道（通行可） | — 道路（通行可） |
| — 火山活動、安全対策の実施状況等により通行禁止を解除することがある登山道 |            |           |
| ⊗ 火山活動等の状況により変更して規制を実施する場所            |            |           |

【施設の閉鎖】

- ・ 女人堂
- ・ 行場山荘

【登山道の閉鎖】 < > 内は閉鎖実施機関

- ・ 黒沢口登山道

規制箇所：飯森高原駅・中の湯・不易の滝入口<木曽町>

飯森高原駅・中の湯・不易の滝入口から剣ヶ峰山頂方面通行禁止

規制箇所の設定方針 3 及び 4 項等により規制箇所を下記のとおり変更することがある。

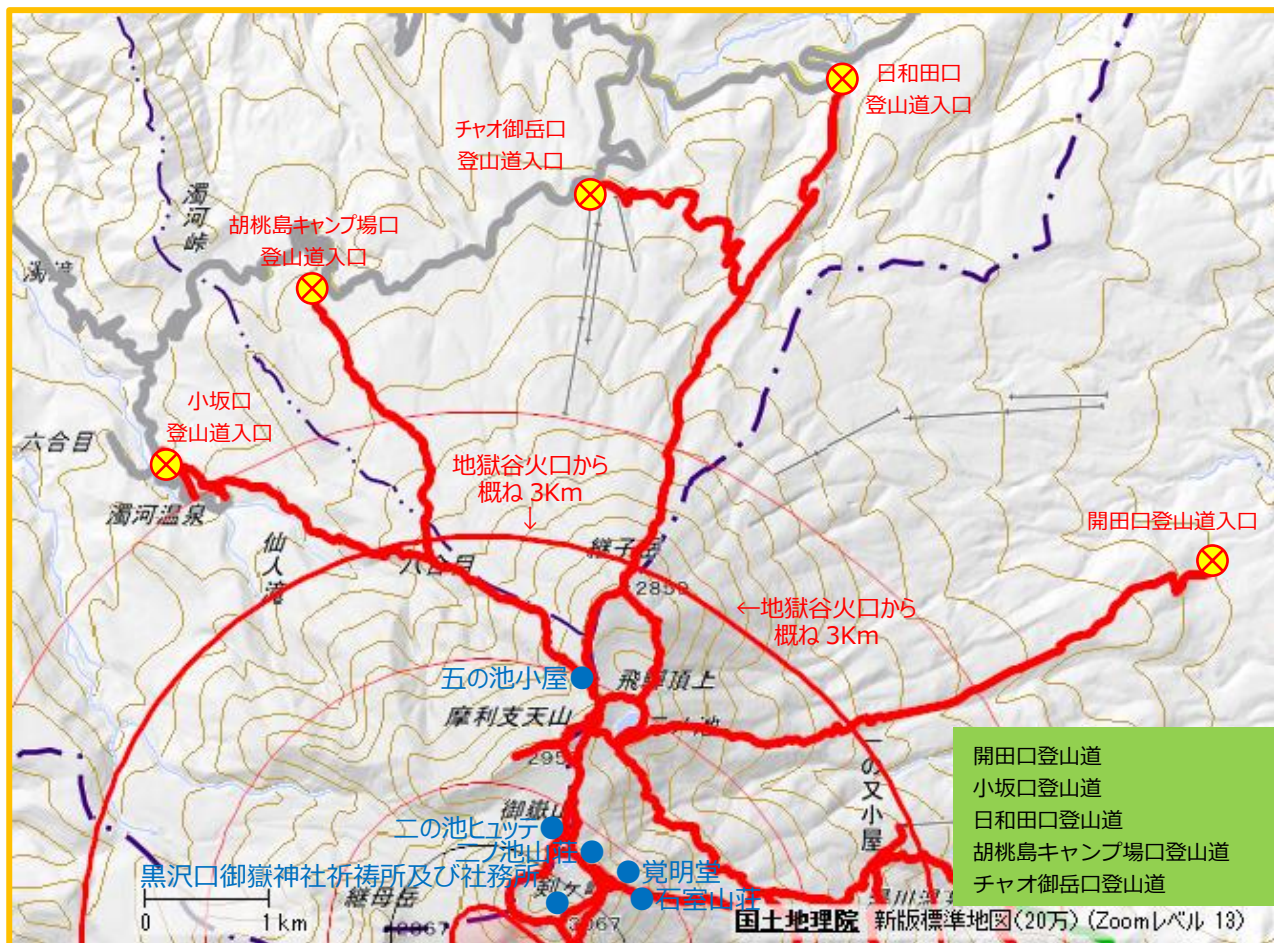
規制箇所：行場山荘<木曽町>

行場山荘から剣ヶ峰山頂方面通行禁止

○ケース① 剣ヶ峰南西斜面からの噴火の場合

噴火警戒レベル **3**

<パターン 3-3-D> 警戒が必要な範囲 地獄谷火口から概ね 3km



|          |             |           |        |
|----------|-------------|-----------|--------|
| ⓧ 規制実施場所 | — 登山道（通行禁止） | — 道路（通行可） | ● 閉鎖施設 |
|----------|-------------|-----------|--------|

【施設の閉鎖】

- ・ 黒沢口御嶽神社祈禱所及び社務所
- ・ 二ノ池山荘
- ・ 覚明堂（休業中）
- ・ 石室山荘
- ・ 二の池ヒュッテ
- ・ 五の池小屋

【登山道の閉鎖】< >内は閉鎖実施機関

- ・ 開田口登山道  
規制箇所：登山道入口<木曽町>  
開田口登山道全区間通行禁止
- ・ 小坂口登山道  
規制箇所：小坂口登山道入口<下呂市>  
小坂口登山道全区間通行禁止
- ・ 日和田口・チャオ御岳口・胡桃島キャンプ場口登山道  
規制箇所：日和田口・チャオ御岳口・胡桃島キャンプ場口 各登山道入口<高山市>  
日和田口・チャオ御岳口・胡桃島キャンプ場口各登山道全区間通行禁止

○ケース① 剣ヶ峰南西斜面からの噴火の場合

噴火警戒レベル **3**

<パターン 3-2-D> 警戒が必要な範囲 地獄谷火口域から概ね 2km



|                                       |            |           |
|---------------------------------------|------------|-----------|
| ⊗ 規制実施場所                              | ● 閉鎖施設     |           |
| — 登山道（通行禁止）                           | — 登山道（通行可） | — 道路（通行可） |
| — 火山活動、安全対策の実施状況等により通行禁止を解除することがある登山道 |            |           |
| ⊗ 火山活動等の状況により変更して規制を実施する場所            |            |           |

【施設の閉鎖】

- ・ 御嶽神社王滝頂上社務所
- ・ 王滝頂上避難施設
- ・ 田の原遥拝所

【登山道の閉鎖】 < > 内は閉鎖実施機関

- ・ 王滝口登山道

規制箇所：田の原駐車場<王滝村>

田の原駐車場から王滝頂上方面通行禁止

規制箇所の設定方針 3 及び 5 項等により規制箇所を下記のとおり変更することがある。

規制箇所：田の原遥拝所<王滝村>

田の原遥拝所から王滝頂上方面通行禁止

○ケース① 剣ヶ峰南西斜面からの噴火の場合

噴火警戒レベル **3**

<パターン 3-2-D> 警戒が必要な範囲 地獄谷火口域から概ね 2km



|                                       |             |            |        |
|---------------------------------------|-------------|------------|--------|
| ⊗ 規制実施場所                              | — 登山道（通行禁止） | — 登山道（通行可） | ● 閉鎖施設 |
| — 火山活動、安全対策の実施状況等により通行禁止を解除することがある登山道 |             |            |        |
| ⊗ 火山活動等の状況により変更して規制を実施する場所            |             |            |        |

【施設の閉鎖】

- ・ 御嶽神社王滝頂上社務所
- ・ 王滝頂上避難施設
- ・ 黒沢口御嶽神社祈禱所及び社務所
- ・ 二ノ池山荘
- ・ 覚明堂（休業中）
- ・ 石室山荘
- ・ 女人堂
- ・ 二の池ヒュッテ

【登山道の閉鎖】 < >内は閉鎖実施機関

- ・ 黒沢口登山道

規制箇所：行場山荘<木曽町>

行場山荘から剣ヶ峰山頂方面通行禁止

規制箇所の設定方針 3 及び 4 項等により規制箇所を下記のとおり変更することがある。

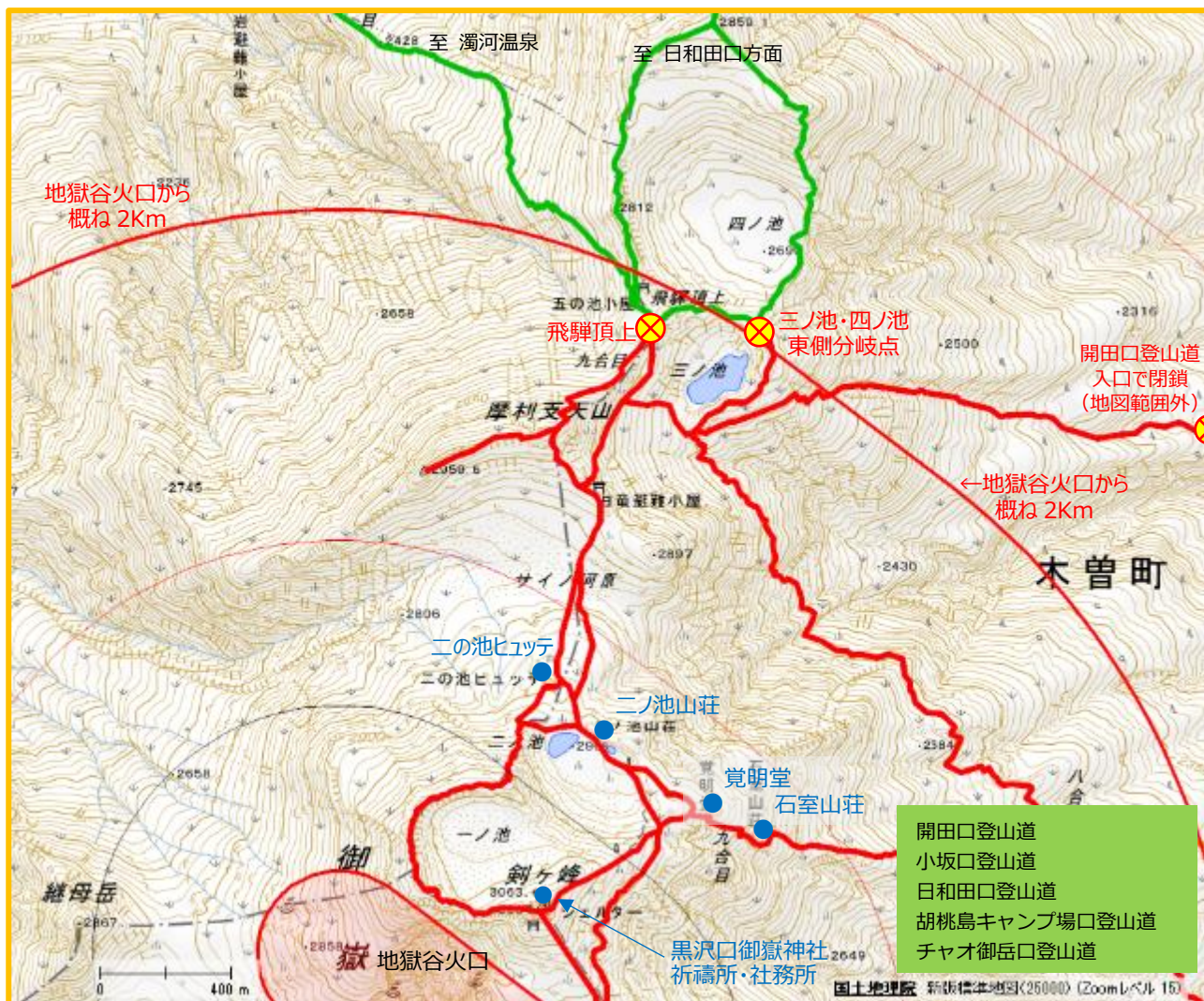
規制箇所：女人堂<木曽町>

女人堂から剣ヶ峰山頂方面・三ノ池方面通行禁止

○ケース① 剣ヶ峰南西斜面からの噴火の場合

噴火警戒レベル **3**

<パターン 3-2-D> 警戒が必要な範囲 地獄谷火口域から概ね 2km



|          |             |            |        |
|----------|-------------|------------|--------|
| ⓧ 規制実施場所 | — 登山道（通行禁止） | — 登山道（通行可） | ● 閉鎖施設 |
|----------|-------------|------------|--------|

【施設の閉鎖】

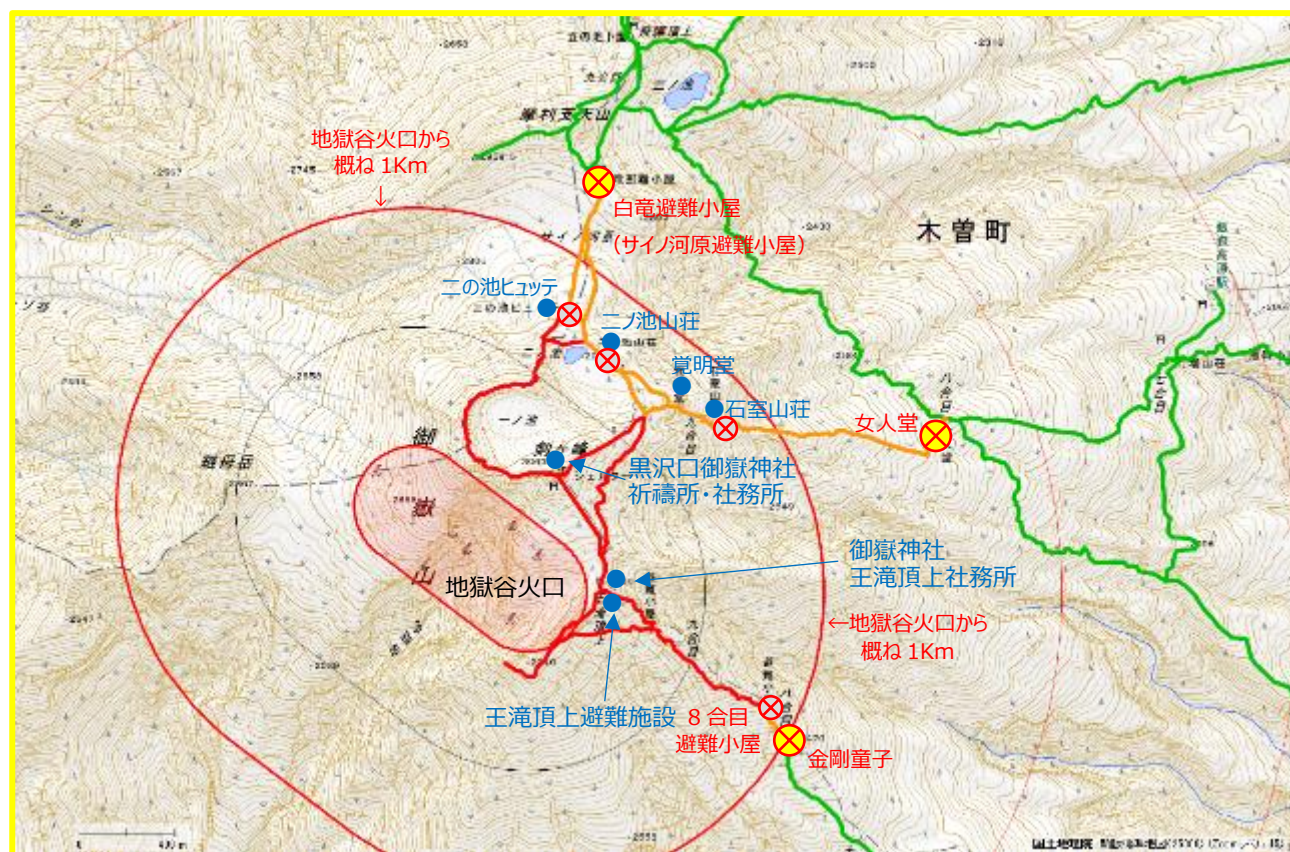
- ・ 黒沢口御嶽神社祈禱所及び社務所
- ・ 二ノ池山荘
- ・ 覚明堂（休業中）
- ・ 石室山荘
- ・ 女人堂
- ・ 二の池ヒュッテ

【登山道の閉鎖】 < > 内は閉鎖実施機関

- ・ 開田口登山道  
規制箇所：登山道入口<木曽町>  
開田口登山道全区間通行禁止
- ・ 小坂口・日和田口・チャオ御岳口・胡桃島キャンプ場口登山道  
規制箇所：飛驒頂上・三ノ池・四ノ池東側分岐点<下呂市>  
飛驒頂上及び三ノ池・四ノ池東側分岐点からサイノ河原・二ノ池・剣ヶ峰山頂方面及び開田口・黒沢口登山道方面通行禁止

○ケース① 剣ヶ峰南西斜面からの噴火の場合

|           |                                   |
|-----------|-----------------------------------|
| 噴火警戒レベル 2 | <パターン 2-D> 警戒が必要な範囲 地獄谷火口から概ね 1km |
|-----------|-----------------------------------|



|                                       |             |        |
|---------------------------------------|-------------|--------|
| ⊗ 規制実施場所                              | — 登山道 (通行可) | ● 閉鎖施設 |
| — 火山活動、安全対策の実施状況等により通行禁止を解除することがある登山道 |             |        |
| ⊗ 火山活動等の状況により変更して規制を実施する場所            |             |        |

【施設の閉鎖】

- ・ 御嶽神社王滝頂上社務所
- ・ 王滝頂上避難施設
- ・ 黒沢口御嶽神社祈祷所及び社務所
- ・ 二ノ池山荘
- ・ 石室山荘
- ・ 覚明堂 (休業中)
- ・ 二の池ヒュッテ

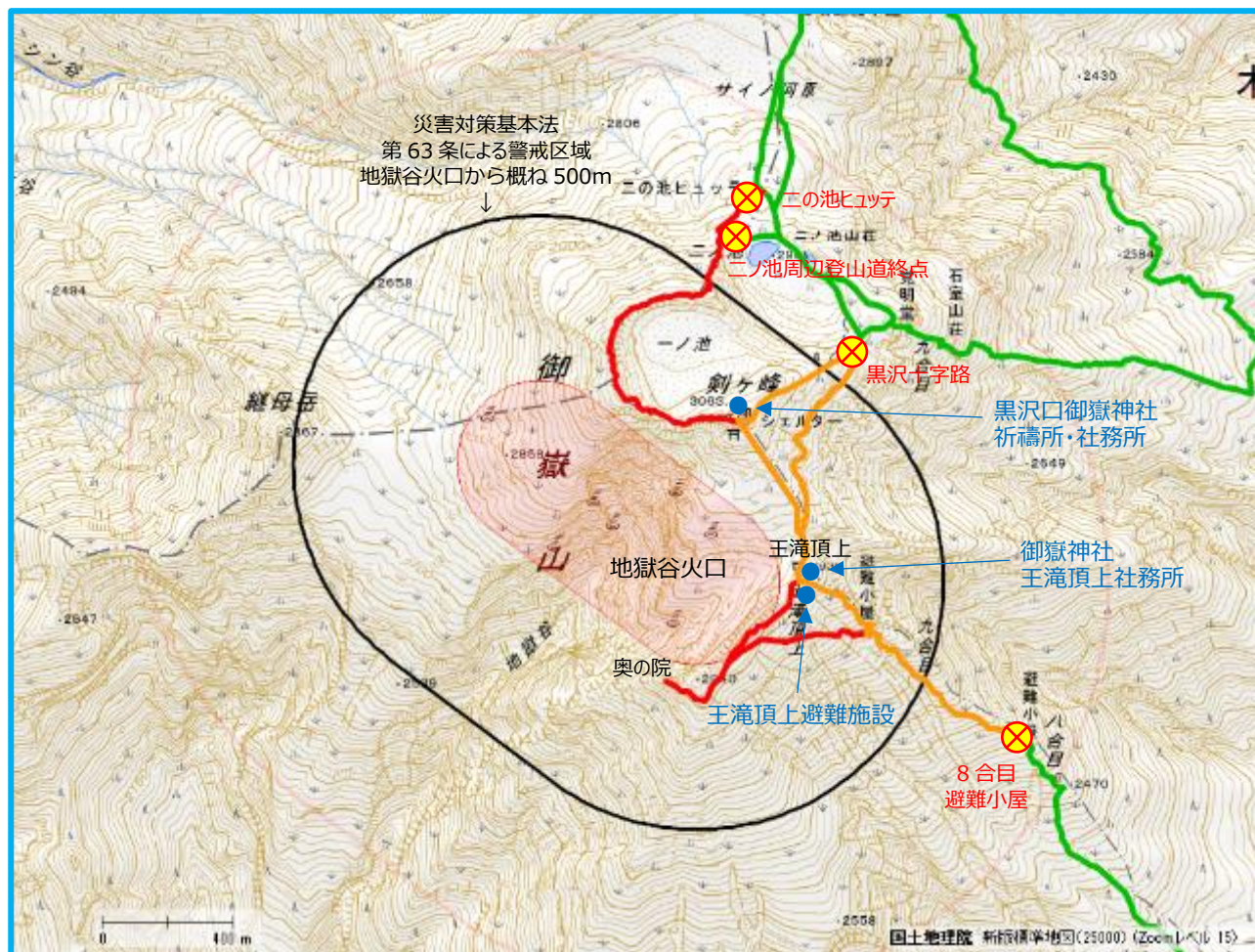
【登山道の閉鎖】 < > 内は閉鎖実施機関

- ・ 王滝口登山道  
規制箇所：金剛童子<王滝村>  
金剛童子から王滝頂上方面通行禁止  
規制箇所の設定方針 3 及び 5 項等により規制箇所を下記のとおり変更することがある。  
規制箇所：8 合目避難小屋<王滝村>  
8 合目避難小屋から王滝頂上方面通行禁止
- ・ 黒沢口登山道  
規制箇所：女人堂<木曽町>  
女人堂から剣ヶ峰山頂方面通行禁止  
規制箇所の設定方針 3 及び 4 項等により規制箇所を変更することがある。
- ・ 開田口・小坂口・日和田口・チャオ御岳口・胡桃島キャンプ場口登山道  
規制箇所：白竜避難小屋 (サイノ河原避難小屋) <木曽町>  
白竜避難小屋 (サイノ河原避難小屋) から二ノ池・剣ヶ峰山頂方面通行禁止  
規制箇所の設定方針 3 及び 4 項等により規制箇所を変更することがある。

○ケース① 剣ヶ峰南西斜面からの噴火の場合

噴火警戒レベル 1

<パターン 1-D> 火山活動は静穏な状態に戻る傾向にある状況



|                                       |             |            |        |
|---------------------------------------|-------------|------------|--------|
| ⓧ 規制実施場所                              | — 登山道（通行禁止） | — 登山道（通行可） | ● 閉鎖施設 |
| — 火山活動、安全対策の実施状況等により通行禁止を解除することがある登山道 |             |            |        |

【施設の閉鎖】

- ・ 御嶽神社王滝頂上社務所
- ・ 王滝頂上避難施設
- ・ 黒沢口御嶽神社祈禱所及び社務所

【登山道の閉鎖】 < > 内は閉鎖実施機関

- ・ 王滝口登山道  
規制箇所：8合目避難小屋<王滝村>  
8合目避難小屋から王滝頂上方面通行禁止
- ・ 黒沢口登山道  
規制箇所：黒沢十字路口<木曽町>  
黒沢十字路口から剣ヶ峰山頂方面通行禁止  
黒沢十字路口から王滝頂上方面（二ノ池トラバース）通行禁止
- ・ 開田口・小坂口・日和田口・チャオ御岳口・胡桃島キャンプ場口登山道  
規制箇所：二ノ池ヒュッテ<下呂市>  
二ノ池ヒュッテから一ノ池・剣ヶ峰山頂方面通行禁止  
規制箇所：二ノ池周辺登山道終点<木曽町>  
二ノ池周辺登山道終点から岐阜県側方面通行禁止